

平成 27 年第 11 回松阪市教育委員会定例会事項書

日時 平成 27 年 7 月 30 日（木）午後 1 時 30 分

場所 松阪市教育委員会事務局教育委員会室

■一般報告

教育長より

■議題

議案第 28 号

中学校教科用図書採択について

■報告事項

- 1 学校会計処理システム構築委員会設置要綱の制定について
- 2 学校諸費等に関する取扱い要領の制定について
- 3 平成 27 年 6 月議会について
- 4 松阪市補導委員の委嘱について
- 5 松阪市教育集会所条例の一部改正について
- 6 第 76 回国民体育大会に係る公開競技会場地市町の選定について
- 7 平成 27 年度学校給食推進委員会及び学校給食センターベルランチ、嬉野学校給食センター、三雲学校給食センター、飯南学校給食センター、飯高学校給食センター宮前調理場・森調理場運営委員会委員の委嘱について
- 8 平成 27 年度 6 月児童生徒の問題行動等について

委員長 　ただ今から、平成 27 年第 12 回松阪市教育委員会定例会を開会いたします。

　なお、傍聴の申出がございましたので、委員長において許可いたしましたので、ご報告いたします。

　最初に前回の会議録の承認を行います。会議録は、事前に委員さんに送付されており確認をいただいておりますので、よろしければ署名をお願いいたします。

(委員全員の承認による署名)

委員長 　まず教育長から一般報告をお願いします。

教育長 　・ 期首面談について
・ 図書館改革調査特別委員会について
・ 松阪地区教科書採択協議会について
・ 鎌田中学校校舎建築に関わるワークショップの開催について
・ 幼稚園・小中学校の様子について

委員長 　ご質疑はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 　それでは議案に進ませていただきます。

　議案第 28 号「中学校教科用図書採択について」ですが、今まで教科用図書採択に関する議案については、非公開としてきたところであります。本議案についてご意見はございますでしょうか。

委 員 　先程委員長のお話しにもあったように、今までは非公開として取り扱ってきたわけですが、やはりこれからは開かれた教育委員会、開かれた教育行政の推進のため、本議案については公開としてはいかがでしょうか。

委員長 　その他にご意見はございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見ないようですので採決に入ります。
本議案について公開として取り扱うことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員でございますので、このまま進めさせていただきます。
それでは、議案第 28 号「中学校教科用図書採択について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

委員長 ただ今の事務局の説明に対し、ご質疑はありませんか。

委 員 教科書展示会における保護者等の意見などを参考にされたということですが、具体的に教科書の展示会で、教科書を見ていただいた保護者の方は何人ぐらいいらっしゃって、アンケートに記入された意見はどれくらいあり、その中で参考にされた意見というのがあればお聞かせください。

事務局 教科書展示におきましては、ほぼ 6 月中の 1 ヶ月間にわたって、松阪地区内 5 箇所で開催や各中学校で巡回展示会を開催し、合計で 645 人の方にお越しいただきました。その中で記入していただいたアンケートと言うのは 228 枚でございました。

そのいただいたご意見の中には、いろんなご意見があったわけですが、全ての意見を参考にさせていただき、それを調査会の調査報告や採択協議会での採択に反映させていただきました。

委 員 学力についてですが、昨年 8 月に全国学力・学習状況調査結果が示され、松阪市の学力が低いという中で、学力向上、学力をもっとあげていかなければいけないという中で、もちろん学校の先生の問題、保護者の家庭学習の問題等々ありますけれども、今回採択された教科書において、何か学力向上に関する考えがあつて採択されているのかと考えますが、そのあたりでこれがというものがあればお聞かせください

事務局 採択した教科書だけでなく、全ての教科書が学習指導要領に基づいて作成されているわけですし、基本的にはどの教科書においても学力向上

が図られるというものが随所に出ているわけでございます。そういう中から、調査員の報告も受けて、協議会としましては、先程委員の言われましたとおり、とりわけ松阪市の学力・学習状況調査の結果分析から、本市の子どもたちは、「書く力」「表現力」に課題がございます。そういう中で、国語の教科書は、その教科の特性から、これらの課題を克服するに適する内容が、どの教科書にもたくさんあります。

ですが、私が報告させていただいた中で、「めあて」と「ふり返り」ということを言わせていただいたと思いますが、教科書を選択する中で、その教科書が、「めあて」や「ふり返り」というものを意識して作られているものを、よりいいものとして考えて採択させていただきました。

数学の教科書というのは、やはり計算力や問題を解く力が重視されているため、表現力を求める内容は、意図的に取り上げられているのが少なくなりがちなのですが、そういった意味では、一例ですが、今回採択した新興出版啓林館の教科書は、「みんなで話し合ってみよう」とか「自分の言葉で伝えよう」であるとか「自分の考えをまとめよう」といった言語活動や表現活動を行う課題設定がされておりまして、松阪市の生徒にとって、有効であろうというところを評価いたしました。

委員

採択の基準の中に、従前の教科書を適正に評価する。いわゆるチェックして、PDCAを回していく。そのために、従前使っていた教科書が、学力の低下に起因するわけではないですが、それを適正に評価されて、国語と数学は今回同じ出版社ですね。そこに何か、もっと学力向上の部分を出して欲しいなというところがあれば、同じ出版会社ですから従前も多分同じような教科書だと思いますけれども、もう少し学力を高めていきたいという気持ちが教科書にあらわれるといいですか、教科書のせいにするわけではないですが、何かポイント、特徴はないでしょうか。

事務局

先程説明させていただいたことと繰り返しになるかも知れませんが、例えば国語であるとか、数学などは、今回現行と同じものが採択されることになりましたが、今回の協議会の場において、調査員からは、どの教科書も現行の教科書のよかったところ、あるいは課題であるところを言っていて、その上で、今回それぞれの教科書を選択させていただきました。

先程のご質問の答えとして、同じ光村であっても、同じ新興出版啓林館であっても、随分表現力や言語活動ということを意識した改訂といたしますか、改善がなされています。これは他の教科書においてもやはりそ

うです。学力向上と言いますか、学力学習状況調査の活用の問題、その辺を意識して表現力などを向上させようというような教科書のつくりになっております。その辺は、十分調査員の方に見ていただき、その中で、私どもも松阪地区あるいは松阪市にあった教科書として、採択させていただいたところ です。

今回、15 種目のうち 4 種目の教科書が、前回のもと変わっている状況にあります。その中で一例を挙げて見ますと、英語は今回東京書籍に変わっています。前回選んだ理由は、その教科書だけが大幅の A B 版を使っている、写真や資料の扱いが非常に子どもたちに見やすい形になっていたというようなことも評価の一つだったわけですが、今回東京書籍も同じ A B 版となり、見やすくなり、そんな中でも、先程申しあげたようなことで、小学校の外国語活動から、英語科ということになりますので、特に小学校と違うのが、外国語活動で「話すこと」「聴くこと」を中心にやっているのが、中学校になってくると、「書く活動」が重視されるようになって来ますので、この東京書籍の教科書は、書くというところを丁寧に扱ってございまして、アルファベットを丁寧に扱ったり、「書く学習」のスペースを大きくとっていたりというところ、その辺を評価して採択したというようなことで、従前の評価も十分に言いながら、採択させていただきました。

委員 A B 版とは、これが A B 版ですか。A B 版とはそれなりの特徴を持っているわけですか。A B 版がなぜいいのかよくわからないのですが。

事務局 通常 A 版とか B 版とかいうのがあります。B 版は新聞を折っていったもの。A 版はこの事項書のようなペーパーが A 版になります。

それを、縦・横を A B であわせてあるのが、A B 版になります。

また、教科書とノートをそろえやすいという利点もありますし、通常よりも横の幅が広がりますので、本文の周りのところにいろいろ写真やグラフなどの資料を入れるなど、幅が広がった分、文章と一緒に資料が見れるという利点があります。

委員 保健体育の科目に関してですが、他の教科に比べると「衛生管理」とか「疾病」とか「スポーツ傷害」とか、この年齢にありがちな心身の変化とか、実生活に密接な関係のある項目が多いと思います。学んだ内容がこういうことに生かされるようなことが、他の教科より実生活に対する影響が大きいと思うのですが、新しく採択された学研みらいの教科

書は、他のものに比べて優れていたと言う点について教えてください。

事務局

今回採択させていただきました学研みらいの教科書は、従来の保健の内容に加えまして、「健康と環境」の章において、環境問題について図や表を多く用いて解説してあったり、「傷害の防止」の章では、中学生に関係の深い自転車事故について取り上げていたりというようなことで、より実生活に生かされるような内容が多く記述されておるところです。そして、救命救急の部分につきましても、実際にどの教科書でも扱っておりますし、内容についてはほとんど同じですが、それを実際に体験して、項目チェックまで教科書の中に用意されていまして、そういう部分において、よりいいものだと判断させていただきました。

委員

最初にアンケートのお話をされまして、それぞれの人数を聞かれました。

回答として、保護者の意見をたくさん読ませていただきました。そして、見比べて考えたということでしたが、特に社会科の歴史と公民の意見が多かったということでしたが、教科書の採択については、文科省の検定のときから歴史的認識や領土問題も含めてですけれども、そういったことが言われています。今回もそういう保護者のアンケート中にも多数意見があったということでございますけれども、今回の採択された歴史と公民の教科書で、何かその辺で、いろいろと言われておりますことについて、どのようにこれを採択すると言う理解を図れるかということについて聞かせてもらえないでしょうか。

事務局

冒頭にご質問いただいたときに、そのアンケートの記入していただいたものが228枚と言うことで答えさせていただきましたけれども、その中には、本当に子どものためになる教科書を選んでくださいという真剣なアンケートが多くございました。

それと共に、今注目されているところでの歴史問題、歴史認識や領土問題についての記述もあったわけですが、それだけ今回の教科書採択が注目されているんだということは、私どもも認識して教科書を採択させていただきました。そういう中で、私どもが採択させていただきました社会の教科書の特徴としては、二つあるかと思えます。

一つめは、子どもたちが歴史について客観的かつ多面的に学ぶことができるよう、写真や資料や地図が豊富に掲載されて、そういうものによって、客観的に多面的に学ぶことができるということを意識させて頂い

ています。

例えば、歴史的分野の第二次世界大戦の章では、この日本文教出版においては、この部分が16ページ程ありますが、写真が36枚、グラフや表が11、地図が8、当時の新聞記事が4つ掲載されています。文章とは異なり、写真やグラフ、地図といったものは、客観的に当時の世界の情勢、人々の生活、そういったものを子どもたちが直接見ることができる。また、受け取り方によって様々な考え方をすることもでき、多様な歴史観を育む上で評価できるというようなところで、採択させていただきました。

二つめに、領土問題でございますが、これについては、我が国の政府見解が本文中に明記されているというようなところで、採択させて頂いております。

例えば、公的的分野の主権国家の章では、領土問題について、特集やコラムで扱っている教科書もありますが、採択した日本文教出版の教科書は、本文中に「竹島は、日本固有の領土」、「尖閣諸島については、領土問題は存在していません」といった日本政府の見解が明記され、日本の領域全体が表示された地図も掲載されています。そういうところで、同じ内容が記載されていても、本文と特集とでは、その扱い方の重要度が大きく異なるというようなところを、評価して採択させていただいたというようなところですよ。

委員

やはり今いろいろ言われておりますから、採択についてきちんと公正と申しますか、このように判断したと申すことを明確にお伝えするし、それを理解していただくようにしっかりとやっていただきたいと思っております。

委員

質問ではないんですけども、山川委員が言われた学力向上を意識して採択されたのかと申すことにつきまして、私事で申し訳ないんですけど、昨年、小学校の教科書が採択され、この4月から新しい教科書になっておりますが、国語も算数も同じ教科書使っています。ぱっと見は、全然わからないですが、やっぱり中身が自分たちで考える部分、同じ教科書なんですけど、教科書が変わっただけで、自分たちで主体的に考えていくような授業内容に持っていけるような教科書に変わっているなと感じております。

授業参観などに行かせてもらおうと、先生たちが教科書を使いながら、教科書を実用的に使って自分たちで考えられるような授業をされている

のを、すごく変わったなと感じています。

この4月から小学校の教科書が変わったことにおいて、同じ出版社ですけれども学力向上を意識された教科書に変わっているじゃないかと感じています。

委員長 教科書が変わることによって、先生方のご指導の在り方も変わり、子ども達の学びの在り方も変わるということは非常に重要なことだと感じます。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。 ご意見はございませんか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第28号を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でございます。よって、議案第28号は可決いたしました。議案が終了しましたので、報告事項に入ります。報告事項1から8を事務局より説明願います。

(事務局より報告)

委員長 ただいまの事務局の説明に対し、ご質疑はございませんか。

委員 報告事項2についてですが、責任体制を明らかにし、職員間による相互チェックや定期点検の体制を整備するといったような形でやっていただいておりますが、第5条について、校長は必要に応じて細分類した経費ごとに会計責任者及び担当者を定めるものとする。なお、総括責任者

である校長は、会計責任者を兼務することができる。と定められております。この但し書きの部分について、複数でチェックすることや、責任体制を明確にするという基本的な事項を考えますと、統括責任者である校長は、会計責任者を兼務することができるということが良くないように思います。統括責任者は統括責任者、会計責任者は会計責任者というように責任体制を明確にする必要があります、なお、という部分は必要性がないように考えますがいかがでしょうか。

事務局

学校会計処理の流れを統一し、明確化することで会計処理を適正、厳格に処理するためにこの要領を作らせていただきましたが、ご指摘いただきました点につきましては、学校によって職員数、状況が違いますので、一例としましては、総括責任者は校長先生ですが、会計責任者が教頭先生、検査をする職員が事務職員というような例もあげられるかと思いますが、規模の大小により職員数が違いますので、兼務をすることができますとさせていただきます。しかし、チェックという部分で、第9条において、担当者が会計報告書を作成し、会計責任者が点検することとなっている他、さらに第10条において、選任職員などによる検査という形で必ず複数の目を通す形となっております。学校の実態にもよりますが、そういった部分で兼務ができるというような形とさせていただきます。

委員

規模は学校によって違うのはわかりませんが、小規模だから兼務というような考え方ではなく、役割をしっかりと定めておかないと、一人の方に統括責任者、会計責任者、検査もという形となるといかがかと思いません。

事務局

検査は別の職員になります。また必ず複数の目を通ることとなります。

委員

実際の運用面では、なるべくそういったことのないようにしていただければと思います。

委員長

条文はこのままの形で、ただし、学校の構成規模にもより運用していただくという形でのよろしいでしょうか。

委員

報告事項8についてですが、特に中学生の問題行動、いわゆる皆様方もご存知の岩手県の中学2年生の自殺問題、いじめに基づいてというよ

うな報告書が出ておりますが、あの事件を見られて、その後アンケートも含めて、松阪市として学校への対応、対策を立てられたということはありませんか。

教育長

今回の事件を受けまして、今までにもいじめの対策につきましては、いじめ防止推進法であるとか、松阪市においても計画を作るあるいは学校は基本方針を定めるということになっており、全ての学校で定めております。今回の事件を受けて、校長会でこちらの方から話をさせていただきましたのは、基本方針が絵に書いた餅にならないように、もう一度それぞれの学校の実態を教職員でしっかり出しながら足元をしっかりと見てくださいという指示は出させていただきました。岩手県のいろんな様子を聞かせていただきますと、やはり一人の担任が一つの事例を抱え込み、チームで子ども達の支援をとというあたりがどうだったのかというところを感じておりますので、本市においてはこのことを十分教訓にさせていただきます、一人で問題を抱え込むのではなく、皆で状況を共有しながら、子どもの支援、解決に努めていくということを確認したところでございます。

委員

担任だけが生徒を見ているのではなく、スクールカウンセラーなどいろんな名前関わっていただいておりますが、そういったソーシャルワーカー的な方が、それぞれの生徒といじめがなくても心配事などをヒアリングするなどしてカウンセリングしていくというように、回数を増やしていただくなど対策いただければと思います。報告にもありましたが、鎌田中学校のコミュニティ・スクールでは、地域住民の方がもっと自然に出入り出来て、生徒とコミュニケーションを高めるようなことをやっております、学習支援、環境支援をやっておりますが、そういったことはもっと地域の方が生徒と面談し、何でもいいから話などというように、生徒たちが実はこの前こんなことがあってというようなことができればと思いますので、こういったことも皆さんで共有できればと思います。

委員

今のことに付け足しのような形で情報の提供をさせていただきますと、先月に三重県主催で発達障害のある子どもさんのことを含めて、児童精神科の長尾先生の講演会が県庁でありましたが、こういったいじめの問題に関しては、学校の先生だけが何もかも業務を取り仕切るというのはあまりにも先生のすることが多すぎてそういうことでは解決できるレベルではなくなってきたことも多いため、先程お話があったように、

一般的な大人の方がはいてくるのもいいですし、カウンセラーなど違う職種の方が学校の中に入って解決していくべきだということをおっしゃっていましたので、松阪市もそういったふうに動いているかわかりませんが、これからの流れとしてはそういった流れになってくるのではということでは付け足しさせていただきます。

委員長 三重県だけに限りませんが、先生方の業務が余りにも多種多忙すぎて、子ども達と向き合えないということや、特に子どもの内面についての理解までなかなか手が及ばないということが指摘されていることですよ。教員としての本来業務に専念できるような、何か職場環境、あるいは職務環境というものが行政的に整備されていることが必要ではないかと考えます。人的な資源と合わせ、経済的な資源も多く必要としますし、政策的な資源も伴わないと実現できないかと思っておりますので大変かと思いますが、教育長にもご尽力いただきながら行政の充実を図っていただきたいと思っております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(委員から「なし」の声)

委員長 ないようですので、報告事項は承認したいと思います、よろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声)

委員長 ご異議なしということでございますので、報告事項1から8は承認いたしました。その他の項ですが、何かございませんか。

事務局 次回の教育委員会定例会は、平成27年8月26日(水)午後1時30分から教育委員会室でお願いします。

委員長 ほかによろしいでしょうか。それでは、これで第11回松阪市教育委員会定例会を終わります。